

## 滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が実施する補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下、「規則」という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 推進協議会は、物価高騰の影響を受けている県内観光事業者の収益強化を図るため、滋賀デスティネーションキャンペーン（以下、「滋賀DC」という。）の好機を捉えた観光コンテンツの創出を促進することを目的として、滋賀DCを契機に観光コンテンツの創出に取り組む県内観光事業者等に対して、予算の範囲内で開発経費の一部に対し補助金を交付する。

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、県内中小企業者等とする。ただし、以下に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、滋賀県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設（指定管理は除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ ①～⑤のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(4) その他の県または国の補助金等を受けて当事業を実施する者

(5) その他、補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

2 前項における「県内中小企業等」とは、次の各号のいずれかに該当し、既に事業を営んでいる者をいう。

- (1) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するもの
- (2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等、県内において事業を行う者
- (3) 県内観光協会等
- (4) その他推進協議会会長が特に認める者

(補助対象事業および対象経費)

第4条 この補助金の補助対象事業および対象経費は、別表1に定めるところによる。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額の算定にあたっては、補助率および補助上限額は別表2に定めるところによる。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる事業は、交付決定日から令和9年1月15日(金)までに実施する事業とする。

2 前項の場合において、事業の開始は事業の取組に着手した日とし、事業の完了は事業にかかる経費の精算完了日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の申請をしようとする者は、申請しようとするコンテンツごとに、滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金交付申請書(第1号様式)を同様式で定める書類を添えて、別に定める日までに滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局(以下、「事務局」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査する。

- 2 推進協議会は、前項の審査結果を確認し、補助対象事業として適切と認めるときは、別表1に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において補助金の交付の決定を行い、事務局を経由し通知する。

(変更の申請)

第9条 交付決定の通知を受けた後にその内容を変更、中止または廃止しようとするときは、直ちに次の書類を事務局に提出し、推進協議会の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽微な変更をしようとする場合を除く。

(1) 滋賀DC観光コンテンツ創出事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)

(2) 事業変更計画書(第2号様式(別紙)) ※変更の場合のみ

- 2 推進協議会は、前項の変更等の承認に当たっては、事務局が申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助対象事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 推進協議会は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象事業者に対し、当補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく滋賀県知事の処分に違反したとき。

(4) 補助金の他の用途への使用をしたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく指示等に違反したとき、または善良な管理者の注意を怠ったとき。

- 2 推進協議会は、前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日、または令和 9 年 1 月 20 日（水）のいずれか早い日までに滋賀 DC 観光コンテンツ創出事業補助金事業報告書（第 3 号様式）を同様式で定める書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 第 7 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 事務局は、補助対象事業者から前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行う。

2 推進協議会は、前項の審査および調査等の結果を確認し、実績報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、事務局が当該報告書等を受け取った日から 30 日以内に補助金の額の確定を行い、事務局を経由し通知するものとする。

3 事務局は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、額の確定日の翌月末、または令和 9 年 2 月 19 日（金）のいずれか早い日までに補助金を支払う。

(補助金の経理)

第 14 条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、第 4 号様式により速やかに事務局に報告しなければならない。

2 推進協議会は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

(補助対象事業におけるデータ等の提供)

第 16 条 補助対象事業者は、事務局が、第 2 条の規定による目的に必要な範囲内において、データ等の提供を求め、または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(財産の処分制限)

第 17 条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が 50 万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ推進協議会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第 5 号様式）を推進協議会に提出しなければならない。

3 推進協議会は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から 30 日以内に通知するものとする。

4 推進協議会は、第 1 項ただし書の規定による承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を推進協議会に納付させることができる。

(補助対象事業の公表)

第 18 条 滋賀県および推進協議会は、必要と認めるときは、補助対象事業者の名称、代表者名および補助対象事業の内容等について公表することができる。

(システムによる申請等)

第 19 条 補助対象事業者は、第 7 条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく変更（中止・廃止）承認申請、第 12 条の規定に基づく実績報告、第 15 条の規定に基づく仕入れ控除額の確定に基づく報告については、事務局が運営するシステムにて行うことができる。

(その他)

第 20 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 補助対象事業および補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
<p>①滋賀DCを契機とする観光コンテンツの新規創出・磨き上げのうち、以下のいずれかに該当するもので、滋賀県内の観光消費の拡大に寄与するもの（ただし、単にイベント等の開催時期・場所を変更するもの等実質的に既存コンテンツと同一と認められるものは除く。また、原則として事業実施期間中に一般向けに提供すること。）</p> <p>ア 朝型・夜型または滞在型のコンテンツで滋賀県内での宿泊につながるもの</p> <p>イ 近隣府県と連携して誘客を図るもの</p> <p>ウ 二次交通（湖上交通、自転車、特殊な交通手段含む。）と組み合わせて提供するもの</p> <p>エ その他滋賀DCでの誘客のために重要なコンテンツとして推進協議会会長が特に必要と認めるもの</p>	<p>左記事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光コンテンツ、旅行商品の企画開発費</li> <li>・専門家からの意見聴取に係る経費</li> <li>・モニターツアーの開催費</li> <li>・効果測定に必要な調査費</li> <li>・当該コンテンツの提供に要する追加経費（臨時雇用に係る人件費、会場費、備品購入費等）</li> </ul>
<p>②滋賀DCを契機とする特色あるお土産やご当地グルメの新規開発（包装のみのデザイン刷新を含む。）</p>	<p>左記事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お土産、ご当地グルメ、包装デザインの企画開発費</li> <li>・専門家からの意見聴取に係る経費</li> <li>・モニター調査費</li> <li>・効果測定に必要な調査費</li> <li>・当該お土産やご当地グルメの新規開発に要する追加経費（備品購入費等）</li> </ul>

※以下の経費は補助対象経費から除く。

- ・建物、設備等のハード整備に係る経費
- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・事業実施期間終了後（令和9年1月16日以降）に支払いが行われる経費
- ・補助対象事業者における経常的経費（運営に係る人件費および旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費ならびに通信料、事務用品等）
- ・補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- ・会議等開催における食糧費

(別表2) 補助率および補助上限額

補助率	補助上限額
1 / 2	1 事業者当たり 1,000 千円

※1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。